

鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱

制定 平成8年12月10日告示第105号

改正 平成16年7月28日告示第71号

平成24年7月9日告示第77号

(目的)

第1条 この要綱は、重度身体障がい者が就労等により自動車を取得する場合、自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5に規定する1級又は2級の上肢、下肢又は体幹の機能に障がいをもつ者

(2) 自ら所有し、かつ、運転する自動車の手動装置等の一部を改造する必要がある者

(3) 助成を受けようとする月の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、当該月の属する年の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する所得制限限度額を超えない者

(助成金)

第3条 助成の対象となる費用は、手動装置等の改造に要する費用とし、助成金は、1件につき10万円を限度とする。

(申請及び決定)

第4条 助成を受けようとする者は、鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 改造を要する箇所及び改造に要する費用を明らかになる書類

(2) 助成を受けようとする月の前年の所得が明らかになる書類

(3) 自動車運転免許証の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、助成の可否を決定し、鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の制限等)

第5条 助成を受けた者（他の市町村において受けた者を含む。）は、助成を受けた日から5年を経過した日以後でなければ、新たな申請をすることができない。ただし、助成を受けて改造した自動車が破損等により使用不能となった場合にあっては、この限りでない。

2 助成を受けた者は、助成を受けた日から5年間は、助成を受けて改造した自動車を他人に譲渡してはならない。

（返還）

第6条 市長は、助成を受けた者が偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により返還させるときは、鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成金返還命令書（別記第3号様式）により、助成を受けた者に命じるものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年7月28日告示第71号）


この告示は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日告示第77号）

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

別 記

第1号様式（第4条関係） 

鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成申請書

年 月 日

鎌ヶ谷市長 様

住所
申請者
氏名

重度身体障がい者用自動車改造費の助成を受けたいので、下記の通り申請します。

記

| | | | | |
|------------------|------|--|------|--|
| 障 が い 者 | 住 所 | | 電話番号 | |
| | 氏 名 | | | |
| | 手帳番号 | | 等 級 | |
| | 障がい名 | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 自 動 車 | 名 称 | | | |
| | 番 号 | | | |
| 改造箇所 | | | | |
| 改造費用 | | | | |

添付書類

- 1 改造を要する箇所及び改造に要する費用を明らかにした書類
- 2 助成を受けようとする月の前年の所得が明らかになる書類
- 3 自動車運転免許証の写し

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

図

鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました重度身体障がい者用自動車改造費の助成について、下記のとおり決定（却下）しましたので、鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

決定 助成金額 円

却下 理由

第3号様式 (第6条関係) ㊦

第 号
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長 ㊦

鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成金返還命令書

さきに交付した助成金は、鎌ヶ谷市重度身体障がい者用自動車改造費助成事業実施要綱第6条第2項の規定により下記のとおり返還するよう命じます。

記

1 返還金額 円

2 返還理由

3 返還期限 年 月 日